

平成25年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人 熊本大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法律」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成25年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 平成25年度の経緯

平成25年度においては、国立大学法人熊本大学が策定・公表した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

（1）特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表「平成25年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおりである。

① 目標達成状況

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目について、目標どおり、すべて100%を達成することができた。

② 調達目標を達成できなかった理由等

該当なし

③ 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

該当なし

（2）特定調達物品等の以外の環境物品等の調達状況

物品の選択には、エコマークの認定を受けている製品または同等のものを調達するように努め、OA機器、家電製品については、より消費電力が小さくかつ再生材料を多くしようしているものを選択するよう努めている。

① 目標達成状況

目標設定を行う品目について、目標どおり、すべて100%を達成すること
ができた。

② 調達目標を達成できなかった理由等

該当なし

③ 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

該当なし

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

- ◎ 環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断基準を超える高い基準のものを調達すること。また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。
- ◎ 物品等を納品する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、グリーン購入法を推進するよう働きかけた。

(4) 当該年度調達実績に関する評価

本学においては、教育、研究とその成果を通した社会貢献を使命として業務にあたっているが、業務を遂行するにあたり当初の年度調達目標を達成していると認められる。

平成26年度以降の調達においても引き続き環境物品等の調達の推進を図り、教育研究上の必要性等を考慮しつつも可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

本件に対する窓口

物品関係	教育研究推進部契約ユニット	電話	096-373-5019
公共工事	運営基盤管理部施設企画ユニット	電話	096-342-3213